

人材紹介に関する基本契約書

_____（以下「甲」という。）と株式会社AKATSUKI（以下「乙」という。）とは、甲からの依頼に基づき乙が甲に行う人材の紹介に関して、次の通り基本契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（目 的）

第1条

甲は乙に対し、甲の必要とする人材の採用のため、職業安定法第 5 条の3第 2項に定める労働条件その他希望する求人の条件等（以下「求人条件」という。）を明記して人材の紹介を依頼し、乙はこれを承諾する。

（業務内容）

第2条

乙は甲の必要とする人材の紹介のために、人材の募集・探索・調査・面接・選考・採用を実施し、求人条件に適切と判断した人材（以下「応募者」という。）を甲に紹介する。

（紹介に基づく採用拒否後の雇用）

第3条

甲は、第4条の規定に基づき、乙から紹介を受けた応募者を採用しない旨を乙に連絡した後に、同一の応募者と雇用契約を締結する場合は、乙に事前の承諾を得なければならない。ただし、雇用契約の締結日が当該紹介の日から1年間が経過した後である場合はこの限りではない。

（採用選考について）

第4条

- (1) 甲は、乙が第2条により紹介した応募者を自ら選考のうえ、適当と認めた場合には、当該応募者を採用する。
- (2) 甲は、前項に基づき応募者の採用を決定した場合、（以下、甲による採用が決定した応募者を「採用決定者」という。）、乙に対して、直ちに採用を決定した事実及び理論年収の額を確認する文書に第6条記載の紹介手数料を含めて記載した内容を書面等または電子メール等を利用する方法により交付する。

（労働条件の明示）

第5条

甲は、採用決定者が入社するにあたって労働条件の明示として、甲所定の雇入通知書を乙に交付する。乙は、甲が交付した雇入通知書を採用決定者に明示する。

（対価及び支払い）

第6条

- (1) 甲は、乙が実施した人材の紹介手数料として、乙が甲に紹介した人材を甲が採用決定した場合、乙に対し以下のとおり紹介手数料を支払うものとする。

紹介手数料 甲は、乙が紹介した応募者と雇用契約等を締結し応募者が甲にて業務を開始するに至った場合、本委託業務の紹介手数料として、当該応募者の年収換算分（月次給与の12ヶ月分、通勤費や残業手当等の変動費分を除く全ての諸手当および賞与・一時金を含む。なお、委任契約、準委任契約、請負契約その他これに準ずる契約についても、これに準じて年収を算出するものとする。）の25%（消費税別）を乙に支払うものとする。。

- (2) 甲は、採用決定者の就業開始日（入社日）の属する月の翌月末までに、本件業務の対価とし

て紹介手数料を乙の指定する銀行口座に振込む方法にて支払うものとする。

（応募書類の作成責任）

第7条

- （1） 甲は、履歴書・職務経歴書その他の応募書類は、当該応募者が作成するものであり、その内容の真実性、正確性については当該応募者が責任を負うものであり乙は責任を負わないことを確認するものとする。
- （2） 甲は、雇用契約の締結可否の判断は甲が責任を負うことを確認するものとする。

（個人情報の取扱いについて）

第8条

- （1） 乙は、甲が応募者を選考するにあたって必要と認められる限度において、応募者の氏名、連絡先、職務経歴等の個人情報（以下「個人情報」という。）を甲に対して開示・提供する。ただし、応募者の病歴、併願状況などの求人条件に関連がないと乙が判断する個人情報については、当該応募者の事前の承諾を得ない限り、乙は甲に対して開示・提供しないものとする。
- （2） 甲は、前項に基づき乙より提供された、応募者（採用に至らなかった者も含む。）の個人情報を、秘密として厳重に管理し、採用選考の目的の範囲内で利用するものとし、本契約の有効期間中及び本契約終了後も、採用選考に直接関与する部門の甲の役職員以外の第三者に開示または漏洩してはならないものとする。
- （3） 甲は、応募者の採用選考業務の全部または一部を第三者に委託する場合は、事前にその旨乙に通知する。この場合、甲は、当該第三者において個人情報の安全管理が図られるように、自らの責任において、自らが行う措置と同様の安全管理措置を講じさせるものとし、当該第三者のすべての行為につき責任を負う。
- （4） 甲及び乙は、本契約に関連して、各自に適用される個人情報保護に関する法律を遵守することとを互いに保証する。なお、甲が、本契約の本社所在地に記載している住所がある国または地域以外の国または地域において、乙が甲に提供した個人情報を取り扱う場合または当該個人情報を第三者に提供する場合には、甲の責任において、各国の個人情報保護法その他各種法令を確認の上、甲が当該応募者から必要な許可を取得し、個人情報の取り扱い・提供に関して適切に対応する義務を負うものとする。

（差別的取り扱いの禁止）

第9条

甲は、選考の際、乙が紹介した応募者を性別、年齢その他属性により差別的に取り扱わないことを確認する。

（秘密情報の取扱い）

第10条

- （1） 甲及び乙は、相手方から秘密である旨明示のうえ受領しまたは開示を受けた情報及び秘密情報を含む記録媒体若しくは物件（複写物及び複製物を含む。以下「秘密情報等」という。）を、本契約の有効期間中及び契約期間終了後も、第三者に開示または漏洩せず、また本契約の目的以外に利用しないものとする。ただし、監督官公庁または法令に基づき開示が要請されるものは除く。
- （2） 個人情報を除き、前項にかかわらず次のいずれかに該当するものは秘密情報等にあたらないものとする。

- ① 受領時に、既に公知であったもの
 - ② 開示後、受領者の責に帰さない事由により公知となったもの
 - ③ 開示の時、受領者が既に保有していたもの
 - ④ 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - ⑤ 秘密情報等を使用することなく受領者が独自に開発したもの
- (3) 甲及び乙は、秘密情報等の取扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。
- ① 秘密情報等は、本契約の目的以外には使用しないものとする。
 - ② 秘密情報等を複製する場合には、本契約の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。
 - ③ 漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、又はそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面等をもって通知する。
 - (4) 甲及び乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面等により相手方の事前承諾を得なければならない。この場合、甲及び乙は、当該第三者との間で本契約書と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。
 - (5) 甲及び乙は、法令に基づき秘密情報等の開示が義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、開示につき可能な限り相手方の指示に従うものとする。
 - (6) 本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報等が不要となった場合又は相手方の請求がある場合には、直ちに相手方に返還するものとする。
 - (7) 前項に定める場合において、秘密情報等が自己の記録媒体等に含まれているときは、当該秘密情報を消去するとともに、消去した旨（自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときは、その旨）を相手方に書面等にて報告するものとする。

(退職による返金と義務)

第11条

- (1) 採用決定者が、入社辞退や自己都合により又は就業規則違反等の本人の責に帰すべき事由により、3か月以内に退職した場合、又は採用決定者本人の責に帰する事由により解雇された場合、乙は、甲に対し、次項の基準で本件報酬を返還するものとする。
- (2) 前項において、乙が甲に採用決定者についての紹介手数料の一部を返金する基準は以下の通りとする。
 - ・ 入社後1週間以内に退職した場合、紹介手数料の100%
 - ・ 入社後1週間を超えて、1か月以内に退職した場合、紹介手数料の80%
 - ・ 入社後1か月を超えて、3か月以内に退職した場合、紹介手数料の50%
 - ・ 入社後3か月を超えて、6か月以内に退職した場合、紹介手数料の30%

(損害賠償)

第12条

甲及び乙は、本契約に関連して紛争が生じた場合には、当該紛争の発生について責任を負う各当事者がその責任と負担により当該紛争を解決するものとし、相手方その他の第三者に損害が発生した場合には、当該紛争と直接かつ通常の範囲内の損害に限り賠償するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第13条

- (1) 甲及び乙は、相互に自己、自己の役員及び従業員は次の各号に定める事項を表明し、且つ未来に渡って保証するものとする。
 - 1 暴力団、暴力団関係企業、組織的に犯罪を行う団体、暴力主義的破壊活動を行う団体又はこれらに準ずるもの（以下、「反社会的勢力」という。）でないこと、また過去に反社会的勢力でなかったこと
 - 2 反社会的勢力を利用しないこと
 - 3 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与しないこと
 - 4 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有しないこと

- ⑤ 甲及び乙が自らまたは第三者を利用して、相手方に対し暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用い相

手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと

- (2) 甲及び乙は、相手方が前条に違反し、又は違反していると合理的に疑われる場合、催告その他

何らの手続きを要することなく、直ちに相手方との取引の全部又は一部を停止し、又は相手方との契約の全部又は一部を解約することができるものとする。

- (3) 前項による解除により、甲及び乙は被った被害を相手方に損害賠償請求することができるものとする。

(解除)

第14条

甲及び乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の有効期間中においても、事前に相手方にその旨通知することにより、本契約を解除することができるものとする。

- 1 本契約または甲と乙間のその他の契約に違反したとき
- 2 支払不能となったとき、支払を停止したとき、または手形交換所の不渡処分があったとき
- 3 公租公課を滞納したとき
- 4 差押、仮差押、仮処分、競売、強制執行、滞納処分等の公権力の処分を受けたとき
- 5 破産、民事再生、会社更生の申立がなされたとき、事業の全部もしくは重要な一部の譲渡・承継があったとき
- 6 営業の停止があったとき、解散の決議がなされたとき、もしくは清算に入ったとき、またはこれらの恐れがあるとき
- 7 代表者の所在が不明になったことを知ったとき
- 8 債権者に対し、通常の時期、方法または態様によらない債務の弁済、担保提供等の事実があったとき
- 9 法令に違反したとき、または違反する恐れがあるとき
- 10 威嚇行為、脅迫行為、恫喝、暴力行為等を行ったとき
- 11 受領遅滞、受領拒絶があったとき、他方当事者に対し、不当な要求を行う、不当な長時間の拘束を行う等、信頼関係が失われるような行為を行ったとき
- 12 相手方の信用を傷付けたとき、または相手方に不利益をもたらしたとき
- 13 監督官庁より営業の許可取消または停止の処分を受けたとき
- 14 前各号のほか債権保全を必要とする事由が生じたとき等信用に不安が生じたとき

(不可抗力)

第15条

天災地変、経済の景況その他やむを得ない事由により、乙が本契約に定める事項を実施できない事態が生じた場合、乙は甲に直ちに通知するものとする。

(有効期間)

第16条

- (1) 本契約の有効期間は 年 月 日から満1年とする。但し、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなされないとき、本契約は引き続き1年間更新されるものとし、以後も同様とする。また、有効期間中に当事者のいずれか一方が文書により解約を申し入れた場合、通知の日から3か月後の日付をもって解約が成立するものとする。
- (2) なお、解約日までに実行された人材の紹介にかかる行為は本契約書に基づき精算されるものとする。

(権利義務の移転禁止)

第17条

甲及び乙は、相手方の事前の書面等による承諾なく、本契約上の権利・義務または地位を第三者に譲渡、若しくは担保に供し、又は引受させてはならない。

(協議事項)

第18条

本契約に定めのない事項及び本契約の条項の解釈につき疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、円満に解決する。

(合意管轄について)

第19条

本契約に関連して紛争が生じ、第18条により協議が整わない場合、甲及び乙は、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所と定めてこれを解決することとする。調停の場合も同様とする。

本契約締結の証として、本書を書面又は電磁的記録をもって作成し、双方にて記名捺印又はこれに代わる電磁的処理を施し、双方保管するものとする。

年 月 日

(甲)

(乙) 株式会社AKATSUKI
大阪府大阪市中央区北久宝寺町1-7-10
ATRIUM2B
代表取締役 片山 幸太